

第3期身延町教育大綱・第3期身延町教育振興プラン（案）に関する意見募集の結果について

○本件に関する意見募集は終了しました。

○令和6年2月22日（木）から令和6年3月15日（金）の期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■ 目的

身延町教育大綱は、教育の振興について、国が基本方針として定める、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を基本として、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に多様な個性や能力を育み、新たな価値を拓くことができる次代を担う人づくりを進めるため、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を示します。

身延町教育振興プランは、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に3つの基本目標と6つの基本方針を定め、教育を取り巻く動向や第二次身延町総合計画を踏まえ、国の「第4期教育振興基本計画」や県の「山梨県教育振興基本計画」を参酌しながら取り組むべき施策を明らかにし、本町が今後目指すべき教育と実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

■ 背景

身延町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行ったうえで町長が定めるものです。

また、大綱において定める本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する身延町教育振興プランを位置付けることとし、令和6年4月から令和11年3月までの5年間に取り組むべき施策を明らかにし、本町の教育の一層の推進を図ります。

第2期身延町教育大綱及び第2期身延町教育振興プランが、令和5年度末に計画期

間が終了することから、第3期身延町教育大綱及び第3期身延町教育振興プランを策定いたします。

本計画の策定にあたり町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

- ・ 第3期身延町教育大綱（案）
- ・ 第3期身延町教育振興プラン（案）

■ 公表場所

- ・ 身延町ホームページ
- ・ 身延町役場 本庁 企画政策課
- ・ 身延町役場 下部支所
- ・ 身延町役場 身延支所
- ・ 身延町役場 久那土出張所
- ・ 身延町役場 古閑出張所

■ 閲覧時間

- ・ 本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前9時から午後5時まで

■ 募集期間

- ・ 令和6年2月22日（木）～令和6年3月15日（金）【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・ 町内に住所を有する方
- ・ 町内に通勤し、又は通学する方
- ・ 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・ 町の行う施策等に利害関係を有するもの

※ご意見提出の際、具体的に要件を満たす方である旨、詳細に必要事項を記載してください。

■ 意見提出方法

- ・ 意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①計画（案）の公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町役場 企画政策課 企画政策担当 あて

③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）

④Eメールにより提出（送信先：kikaku@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

- ・「第3期身延町教育大綱・第3期身延町教育振興プラン（案）に対する意見書」（別紙1）をダウンロードしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 記載要領

- ・「お名前（ふりがな）」「性別」「年齢」「ご住所」「連絡先」欄は必ずご記入ください。（記入の無い場合は無効となります。）
- ・ご意見はできるだけ具体的にご記入ください。趣旨が不明なものについては、意見として取り扱うことが困難な場合があります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）なお、類似するご意見はまとめて公表することがあります。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外（住所・氏名等の個人情報）は公表いたしません。
- ・次に該当するご意見については、町の考え方の公表は行いません。
 - ・個人または法人の誹謗・中傷に関するもの
 - ・本計画に関連のないもの
 - ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの